

# 早期受診のメリット

## 治療により改善する病気の場合があります

- 物忘れ等の原因が、慢性硬膜下血腫・脳腫瘍・特発性正常圧水頭症などの外科的疾患、甲状腺機能低下症、ビタミン欠乏症などの内科的疾患、てんかん、アルコール依存症などの場合には、早めの治療により症状が改善する場合もあります。
- 物忘れ等の原因が薬による場合には、服用している薬の調整によって良くなる場合があります。

## 在職中に受診することが大切です

- 認知症と診断され、6ヶ月が経過すると、精神障害者保健福祉手帳が申請できます。
- 初診日から1年6ヶ月が経過すると、障害年金が申請できます。(初診日とは、障害の原因になった傷病について、初めて医師の診断を受けた日を言います。)

## 今後の生活の設計を立てることができます

- 早期の段階であれば、病気に関する理解を深めやすく、今後の暮らしについて周囲の人たちと相談する時間を多く確保することができます。

初診日に  
加入している年金により、  
受給できる年金が  
異なります。



## 暮らしに必要な相談先を確保できます

- 医療機関受診を契機に、安心と張り合いを得るために、様々な相談先や支援につながることができます。
- 病気や生活の相談、居場所等、若年性認知症支援コーディネーターが個々にサポートし、家族の介護負担を減らすこともできます。



## 受診までのサポート(受診につなげる工夫)

- 職場での変化に気づいたら、信頼している上司などに、悩みや心身の変化について相談してみましょう。
- 職場の産業医に相談してみましょう。
- かかりつけ医など、その人の身近な医療機関への受診を勧めましょう。

かながわ認知症ポータルサイト

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/index.html>

